㈡　検察官は、消去等決定又は1㈢による命令（4及び5において「消去命令」という。）をするときは、聴聞を行わなければならないこととし、聴聞手続に係る規定を整備することとした。（第一七条関係）

3　消去等の実施

消去等措置は、検察官が実施しなければならないこととし、消去等措置を実施することができる場合について定めることとした。（第二二条及び第二三条関係）

4　不服申立て等

㈠　消去等決定又は消去命令等（以下この4において「処分等」という。）に不服がある者は、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の長に対して審査の申立てをすることができることとし、当該審査の申立て及び裁決に係る手続等について定めることとした。（第二六条～第三一条関係）

㈡　処分等の取消しの訴えは、㈠の審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ、提起することができないこととし、当該取消しの訴え等に係る特例を定めることとした。（第三三条及び第三四条関係）

5　罰則

消去命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は一〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第四三条関係）

四　附則

1　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第一七条関係）

2　この法律の施行期日について定めることとした。

◇性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（法律第六八号）（内閣府本府）

1　目的

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義（第二条関係）

㈠　この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいうこととした。

㈡　この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいうこととした。

3　基本理念

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないこととした。（第三条関係）

4　国の役割等

㈠　国の役割

国は、3の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとすることとした。（第四条関係）

㈡　地方公共団体の役割

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとすることとした。（第五条関係）

㈢　事業主等の努力（第六条関係）

(1)　事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとすることとした。

(2)　学校（学校教育法（昭和二二年法律第二六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとすることとした。

5　施策の実施の状況の公表

政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならないこととした。（第七条関係）

6　基本計画（第八条関係）

㈠　政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならないこととした。

㈡　基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとすることとした。

㈢　内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととした。

㈣　内閣総理大臣は、㈢の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならないこととした。

㈤　内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができることとした。

㈥　政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないこととした。

㈦　㈢から㈤までは、基本計画の変更について準用することとした。

7　学術研究等（第九条関係）

㈠　学術研究等

国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとすることとした。

㈡　知識の着実な普及等（第一〇条関係）

(1)　国及び地方公共団体は、㈠の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとすることとした。